

2012 年度

認定看護師教育課程奨学金

募集要項

公益社団法人 日本看護協会

日本看護協会は、臨床における看護実践能力の高い看護師を養成するための認定看護師教育課程受講者を対象に、奨学金(学費及び生計費)を貸与します。

1. 応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 保助看法による保健師・助産師又は看護師の免許を有すること
- (2) 認定看護師教育課程に在籍していること(受講許可も含む)
- (3) 認定看護師教育課程修了後、保健医療分野の現場に2年以上就業する意思があること
- (4) 他の奨学金を利用していないこと
日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること

2. 奨学金の貸与期間及び金額

【期 間】認定看護師教育課程の正規最短修業期間を限度とします。

【金 額】総額 120 万円以内を無利子で一括貸与します。

3. 奨学生採用数

2012 年度は約 60 名、(第 1 回約 30 名、第 2 回約 30 名)募集します。

4. 応募方法

下記書類一式を揃え、必ず郵送にて奨学金事務局(認定看護師教育課程奨学金担当)に直接申込みください。

- (1) 様式 S-1-C 奨学金願書・履歴書(写真貼付・撮影 3 ヶ月以内)
- (2) 様式 S-2 推薦書
推薦者は勤務していた施設の上司
推薦書は推薦者記入後、封印(厳守)したものを願書等と一緒に提出する
- (3) 当該課程の証明書(合格又は在学)
- (4) 看護に関する所有免許書の写し

保健師・助産師・看護師免許証のいずれか

5. 応募書類受付期間

第1回:2012年4月2日(月)～4月27日(金) 必着

第2回:2012年8月1日(水)～8月31日(金) 必着

6. 連帯保証人の要件及び責任

連帯保証人は2名とし、次のすべての要件を備える者とします。奨学生本人が奨学金を返還できない場合は、本人に代わって連帯保証人が返還の責任を負います。

- (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- (3) 国内に住所を有すること
- (4) 奨学生との連絡が確保されること

7. 奨学金の貸与決定

申込期日までに到着した願書により決定します。

結果は決定通知書により連絡します。

第1回:5月下旬

第2回:9月下旬

8. 貸与決定後の提出書類

奨学金貸与が決定した場合は、奨学金振込指定口座届けを、必ず郵送にて奨学金事務局(認定看護師教育課程奨学金担当)に直接提出してください。

- (1) 様式 S-3 奨学金振込指定口座届

【書類提出期限】

第1回:2012年6月15日(金)必着

第2回:2012年10月12日(金)必着

9. 奨学金の交付

奨学金振込指定口座届の提出のあった奨学生に対し、貸与決定額を下記期日までに、奨学生本人名義の銀行口座に振込みします。ただし、提出書類に不備のある場合は奨学金を交付することはできません。

第1回：7月末日までに交付

第2回：11月末日までに交付

10. 奨学金交付後の提出書類

奨学金の交付後、直ちに下記書類一式を郵送にて奨学金事務局(認定看護師教育課程奨学金担当)に直接提出してください。

(1) 様式 S-4-C 誓約書

(2) 様式 S-5-C 奨学金借用証書

貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署してください。

(3) 様式 S-6 受領証

(4) 様式 S-13 奨学金返還計画書

(5) 印鑑登録証明書

誓約書ならびに奨学金借用証書に捺印した実印の印鑑登録証明書を提出してください。奨学生と連帯保証人分ともに必要です。

海外在住の方で印鑑登録が困難な方は奨学金事務局にご相談ください。

(6) 外国人登録原票記載事項証明書

日本国籍がない場合、在留資格の記載されている証明書を提出してください。

【書類提出期限】

第1回:2012年8月20日(月)必着

第2回:2012年12月20日(木)必着

11. 奨学金の辞退及び貸与中の手続き

奨学生は、奨学金辞退届の提出により奨学金貸与の辞退を申し出ることができます。

また、貸与中に奨学生又は連帯保証人に氏名・住所等の変更があった場合や連帯保証人が交替した場合は、変更届を提出してください。

なお、奨学金規程第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき、受講を長期にわたって中断や再開したとき、停学その他の処分を受けたときも変更届を提出してください。

奨学金規程第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき、又は心身の障害により修学の継続ができないとき、休学期間が1カ年を超えるととき、その他奨学生として適当でない行為等があったと本会が認めたときには、奨学生の身分を喪失します。

12. 奨学金の返還

貸与された奨学金は、認定看護師教育課程を修了した翌月から起算して3ヶ月後から24ヶ月以内に一括又は割賦により全額を返還します。

返還方法は、奨学金返還計画書及び預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に基づき、奨学生本人名義の銀行口座からの自動引落としになります。

【延滞金】奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することがあります。

【繰上返還】繰上返還をすることができます。

13. よくあるご質問

(1) 他の奨学金制度の申請をしていますが、応募できますか。

新規に同時期に貸与される奨学金制度の申請をしている場合、本会の奨学金貸与を希望される方は、他機関の貸与を辞退していただくことになります。既に返還を開始している奨学金がある場合は、願書の奨学金借入金の金額の欄に記入し、提出してください。

(2) 奨学金の交付はいつですか？

募集を年2回行います。募集時期により交付までのスケジュールが異なります。

【2012年度スケジュール】

	受付期間	貸与決定	貸与決定後決定後書類提出	奨学金交付	交付後書類提出
第1回	4/2～4/27(必着)	5/下旬	6/15(必着)	7/末日までに	8/20(必着)
第2回	8/1～8/31(必着)	9/下旬	10/12(必着)	11/末日までに	12/20(必着)

**公益社団法人日本看護協会
認定看護師教育課程奨学金規程**

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)が貸与する認定看護師教育課程奨学金に關し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本会が認定看護師教育課程を受講する者に学資及び生計費として貸与するものをいう。

2 前項の奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、日本国民であって保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師、助産師又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号に該当しなければならない。

- (1)認定看護師教育課程に受講を許可された者、又は在籍している者
- (2)認定看護師教育課程修了後、保健医療分野の現場に2年間以上就業する意思のある者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、認定看護師教育課程の正規最短修業期間を限度とする。

2 奨学金の貸与額は、総額120万円以内とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学生希望者は、連帯保証人と連署した願書に次の各号に掲げる必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1)当該課程の(合格、又は在学)証明書
 - (2)履歴書
 - (3)看護に関する所有免許証の写
- 2 連帯保証人は2名とし、次の各号の要件を備える者とする。
- (1)一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
 - (2)他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
 - (3)国内に住所を有すること
 - (4)奨学生との連絡が確保されること

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の決定は、申込期日までに到着した願書により会長が行い、奨学生希望者及び連帯保証人に通知する。

2 第1項により決定した奨学生は、願書、契約書、奨学金借用証書への連帯保証人の押印は実印とし、印鑑登録証

明書を添付し、会長に提出しなければならない。

3 選考基準その他奨学生の決定に必要な事項は、別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学生は、前条第1項の通知を受けたとき、奨学金振込先届を直ちに会長に提出しなければならない。

2 本会は前項の奨学金振込先届を受理した後、奨学金を一括で交付する。

(奨学金受領書等の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた奨学生は、次の各号に掲げる書類を直ちに会長に提出しなければならない。

- (1)契約書
- (2)奨学金受領書
- (3)奨学金借用証書
- (4)奨学金返還計画書

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は、受講修了後に就職した場合、会長の求めに応じて、在職を証明する書類を会長に提出しなければならない。

(受講中止による奨学金の取扱)

第11条 奨学生が、受講を中止したときは、奨学金を滞滞なく返還しなければならない。

(変更の届出)

第12条 奨学生、又は奨学金返還未済者は、次の各号の一に該当するときは、滞滞なく届出を会長に提出しなければならない。

- (1)第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- (2)受講を長期にわたって中断し、又は再開したとき
- (3)停学その他の処分を受けたとき

2 連帯保証人については、次に掲げる各号に該当するときは、滞滞なく会長に届出を提出しなければならない。

- (1)奨学生、又は連帯保証人の氏名、本籍、住所又は第6条第2項第1号、第2号、若しくは第3号に掲げる事項に変更があったとき
- (2)連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第13条 奨学生、又は奨学金返還未済者が死亡したときは、相続人、又は連帯保証人は死亡診断書を添えて奨学生死亡届を滞滞なく会長に届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、奨学金の貸与を辞退するときは、奨学金辞退届を会長に提出し、辞退することができる。

(奨学金借用証書の提出)

第15条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ期日までに会長に提出しなければならない。

(利息)

第16条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第17条 奨学生は、受講期間の修了した月の翌月から起算して3か月後に返還を開始しなければならない。

- 2 返還の期間は最長24か月以内とし、一括、又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。
- 3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書及び預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生であった者の都合により、繰り上げて行うことができる。
- 5 第9条第4号の規定にかかわらず、会長は奨学金返還未済者が次の各号の一に該当すると認めるときは、貸与した奨学金の全部又は一部について繰り上げて返還させることができる。
 - (1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき
 - (2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき
 - (3) 正当な事由なくして著しく返還を怠ったとき
 - (4) その他奨学生として適当でない行為があったとき

(奨学金の返還猶予)

第18条 会長は、奨学金返還未済者が次の各号の一に該当すると認めるときは、次条に定めるところにより奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病により返還することが困難になったとき
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

(返還猶予の願出)

第19条 前条に規定する事由が発生し奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予願を会長に遅滞なく、提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第20条 会長は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

第21条 会長は、次の各号の一に該当するときは、次条の定めるところにより、奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 奨学金返還未済者が死亡したとき
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第22条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生、若しくは奨学金返還未済者、又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還免除願を会長に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第23条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと会長が認めるときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第24条 会長は、奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

(延滞金)

第25条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

第5章 雑則

(実施細則)

第26条 この規程の実施について必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第27条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年11月17日から施行する。
- 2 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金が定めた認定看護師教育課程奨学金貸与規程の規定により現に奨学金の交付を受けている者は、第17条第3項の規定にかかわらず、口座からの自動引落としによらずに奨学金を返還することができる。

募集要項・願書等の提出書類は、日本看護協会公式ホームページ
(<http://www.nurse.or.jp/>) よりダウンロードできます。

【応募先・お問合せ先】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2

公益社団法人日本看護協会

奨学金事務局(認定看護師教育課程奨学金担当)

電話番号 03-6704-8802 / ファックス番号 03-5778-5601

E-mail: scholarship@nurse.or.jp

【応募書類受付期間】

第1回:2012年4月2日(月)~4月27日(金) 必着

第2回:2012年8月1日(水)~8月31日(金) 必着

個人情報保護について

(社)日本看護協会が奨学金事業に関して取得する個人情報は、本会の奨学金事業に関する業務に限定して使用します。また、本会は奨学生個人情報の厳重管理及び保護に万全を期します。